

# 専門実践教育訓練給付制度について

「一橋大学大学院経営管理研究科金融戦略・経営財務プログラム修士課程」は、厚生労働省が実施する「専門実践教育訓練給付制度」対象講座に指定されています。

つきましては、2022 年度入学者の皆様が制度を利用される場合の、手続きの概要をご案内します。なお制度の詳細、受給資格等については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

ハローワーク HP 「教育訓練給付制度」(右の QR コードからもアクセス可能です)

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)



## 1. 専門実践教育訓練給付制度利用申請の時期

手続きは以下の全てのタイミングで行う必要があります。

- ・受講前の手続き：受講開始 1 か月前 (2022 年 2 月 28 日) までに
- ・支給申請：(2022 年 10 月、2023 年 4 月、2023 年 10 月、2024 年 3 月)

## 2. 手続きの場所

原則として、教育訓練を受講する本人の住所を管轄するハローワークにて行います。

## 3. 受講前の手続きについて

この手続は、受講開始日の 1 か月前 (2022 年 2 月 28 日) までに行う必要があります。

大学から発行される書類は不要です。以下の書類を揃え、ご自身の住所を管轄するハローワークにて、直接ご申請ください。なお、受給条件等によって、追加の書類が必要になる場合があります。詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 \*一橋大学大学院に関する記載事項については下記・裏面参照  
厚労省 HP よりダウンロード可能です  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000561544.pdf>
- ② ジョブ・カード (訓練前キャリアコンサルティングでの発行から 1 年以内のもの)
- ③ 本人・住所所確認書類及び個人番号 (マイナンバー) 確認書類
- ④ 写真 2 枚 (最近の写真、正面上半身、縦 3.0cm×横 2.5cm) \*マイナンバーカードがあれば省略可
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の記載事項について

### ■ 金融戦略・経営財務プログラム

指定番号：【48022-181001-8】

※2022 年 4 月からの新指定番号：【1310022-1810011-2】

教育訓練施設の名称：【一橋大学大学院】

教育訓練講座名：【経営管理研究科 経営管理専攻 金融戦略・経営財務プログラム】

受講開始予定年月日：【2022 年 4 月 1 日】

受講修了予定年月日：【2024 年 3 月 31 日】

## 4. 入学後の支給申請について

### ■受講中（6ヶ月ごと）

受講開始日（入学）から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日（10/1 および 4/1）から起算し、1ヶ月以内にハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請により、半年ごとの自己負担分の50%が支給されます。（年間上限40万円）

#### 【主な提出書類】

- ・教育訓練給付金の受給資格者証 ……受講前申請時にハローワークから交付
- ・教育訓練給付金支給申請書 ……厚生労働省 HP よりダウンロード可能
- ・受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書 ……要件を満たした方\*に一橋大学から発行
- ・領収書 ……一橋大学から発行する納入証明書（教育訓練給付金用書式）

\*受講証明書等の発行には、休学歴のないことおよび以下の所定単位数の取得等が要件となります。

1年目春夏学期末：8単位 / 1年目秋冬学期末：16単位 / 2年目春夏学期末：24単位 / 2年目秋冬学期末：修了単位数は「累計」です。学期中に取得した単位が8単位数に満たなくても、既取得単位数が上記に達していれば発行されます。

### ■修了後（修了から1ヶ月以内）

追加支給分の支給申請期間は、修了日の翌日から起算して1ヶ月以内となります。受講中と同様に必要書類を持参しハローワークへ申請してください。この申請により、入学から修了までの自己負担総額の20%が追加で支給されます。

「追加給付」を受けることができるのは、受講した講座が目標としている資格（本学の場合は学位）を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です。（一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内の申請が必要です。）

#### ※注意事項

- ・提出書類は、個別事情により異なることがあります。また、代理人による書類提出の際には委任状が必要になります。
- ・受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効や給付金の不支給等に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。

受給期間中に制度の改正・変更・廃止等が行われる場合があります。

また詳細については、厚生労働省、ハローワークのHPや窓口で必ずご確認ください。